



第9次総合計画 策定方針

令和5年5月31日
総合計画審議会資料①

1 総合計画の意義

総合計画は、豊田市のまちづくりの羅針盤

変化の激しい社会(VUCA時代)において、常に施策の見直しを前提とする計画

市民	<ul style="list-style-type: none"> 社会背景を踏まえた今後のまちづくりの方向性を共有する まちづくりのめざす姿の実現に向けた重点的な施策や取組を共有する 市民自身の具体的なまちづくりへの行動につなげることができる
行政	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの方向性に基づき、自らの部局の目標や施策を整理する まちづくりのめざす姿の実現に向けた重点的な施策や取組を推進する 変化する社会環境に合わせて、施策や取組を柔軟に見直し対応する

共働

2 策定のポイント

①「ひと」のつながりや活躍を支援し、新しい価値を創る計画

- 多様な「つながり」の機会・仕組みなどを十分に生かし、市民一人ひとりが活躍し、新たな価値を創出するまちづくりを重視する。
- 市民のまちへの愛着や文化の醸成を背景にまちづくりを推進し、本市ならではの個性豊かな価値や可能性を創出していくことを重視する。

②様々な資源と先進技術を融合し、圏域をリードするまちを創る計画

- 長期的な人口動向を踏まえつつ、本市が有する多様な資源と、今後生み出される様々な技術革新を生かしながら、愛知県や日本の成長をけん引するまちづくりを重視する。

③戦略性と弾力性のある計画

- 限りある経営資源を、重要度の高い政策課題等に優先的に配分できるよう、戦略的に取り組む施策を明確に示す計画とする。
- 先の見通せない社会において、効果的な取組を展開するため、常に施策・事業を機動的に見直し「チャレンジ」することができる計画とする。

3 計画の期間と構成

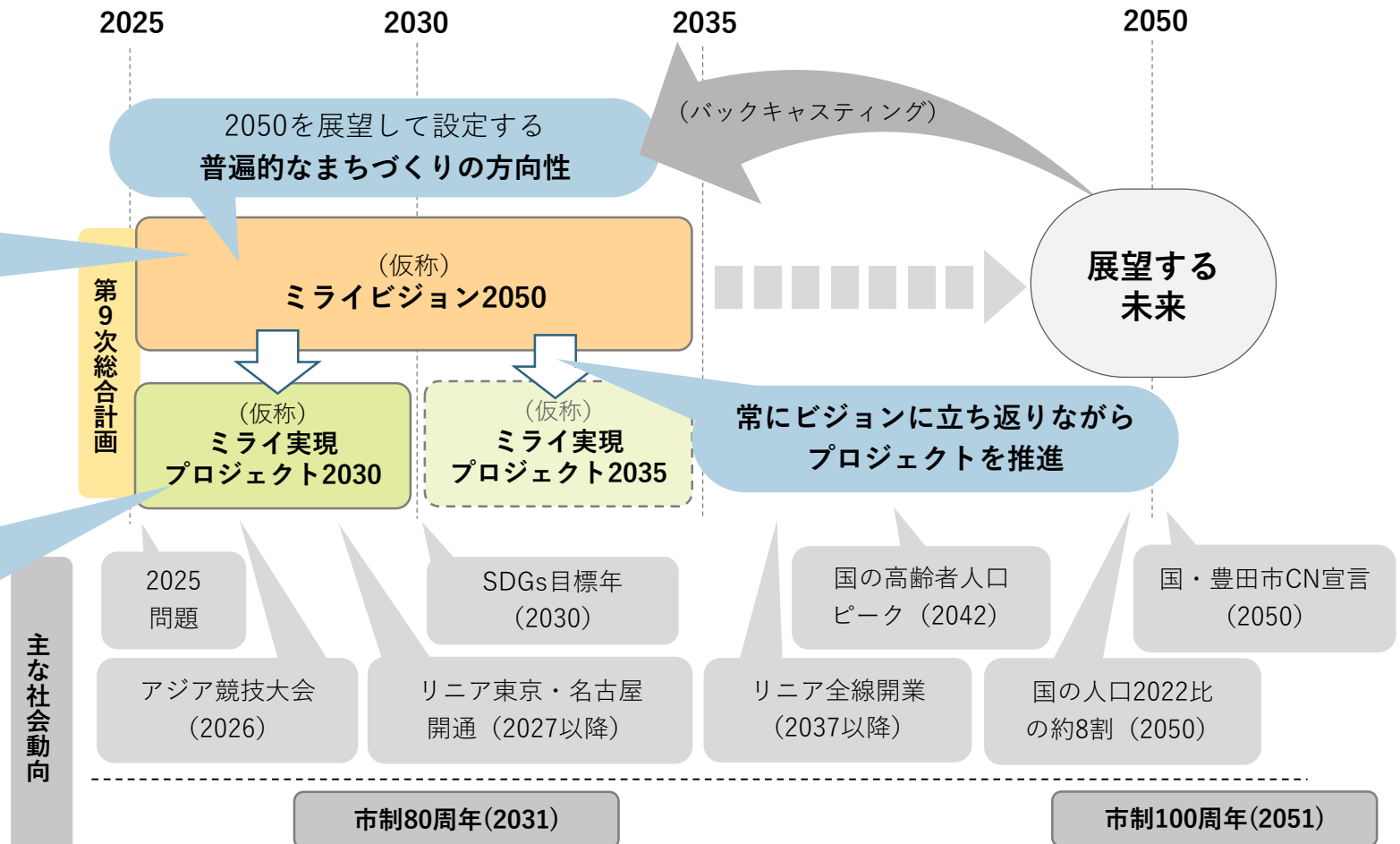
計画期間：2025～2034年（10年間）

長期的な展望による普遍的な「まちづくりの方向性」

- めざす姿
「つながる つくる 暮らし楽しむ」の理念をベースに検討
- まちづくりの基本的な考え方
「発想の転換」と「3つの『変える』」を意識
- 都市構造
変化し続け、持続可能な都市として成長するまち

「まちづくりの方向性」に基づき、実施する施策や取組

- 5年間で重点的に取り組む施策を体系化
- 社会環境変化に適応するため、柔軟かつチャレンジングに取組を展開
〔施策〕必要に応じて柔軟に変化させる
〔取組〕選択と集中を図るため、毎年度見直しを実施

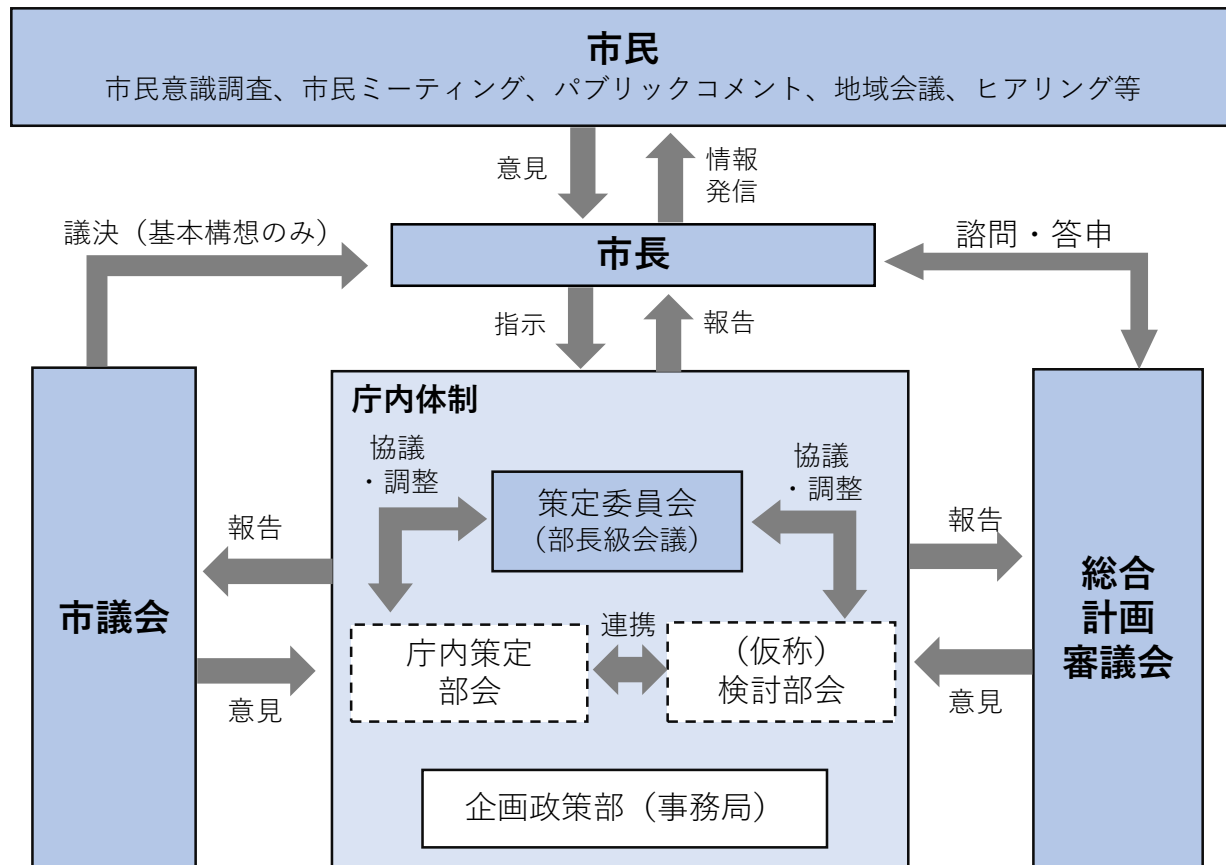


4 策定の進め方

(1) 策定体制

名称等	役割	構成
総合計画審議会	・総合計画の策定に関する調査及び審議	・有識者、関係団体、市民公募委員等
策定委員会	・総合計画の策定に関する調査及び検討	・副市長、教育長、事業管理者、各部局長
庁内策定部会	・施策に関する内容検討 ・施策策定に関する資料及び素案の作成	・関係課長 ・関係課計画担当者
(仮称)検討部会	・横断的な施策に関する調査及び検討 ・土地利用構想の策定に当たり必要な事項の検討 ・その他計画策定に当たり必要な事項の検討	・関係課を含む副主幹、主任主査から選任

策定体制全体イメージ



(2) 市民参画

取組	ねらい	手法
①市民意識調査	◎市民の意識や実態の把握 ・総合計画の目標設定等も視野に入れた市民意見の定量的な把握	・無作為抽出した市民6500人を対象としたアンケート調査
②市民ミーティング	・「これからのまちづくり」に対する市民意識の把握	・多様な市民が参画する対面での意見交換会 ・アーカイブ配信等、デジタルツールを活用した意見聴取
③地域会議	◎市の考え方に対する市民意見の確認 ・計画の方向性や取組等に関する地域意見の把握	・地域会議への諮問、答申
④関係団体懇談会	・計画の方向性や取組等に関する各種団体意見の把握	・関係団体に対するヒアリング
⑤パブリックコメント	・計画案に対する幅広い市民意見の把握	・パブリックコメント

5 策定スケジュール

